

No.	7		R5当初予算	15,948億円の内数
事業名	子どものための教育・保育給付交付金		府省庁名	こども家庭庁
概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。			
支援対象	市町村	補助率	国：1/2 都道府県、市町村：各1/4	
対象事業	<p>・特例保育</p> <p>認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。</p>			
支援内容	特例保育の実施に要する費用につき国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担する。			
離島での実績	対馬市、薩摩川内市、壱岐市等			
備考	補助率は事業主拠出金充当額控除後の負担割合			
担当部署	こども家庭庁 成育局 保育政策課 公定価格担当室			
連絡先				

# へき地保育所に対する財政支援について

## 特例地域型保育給付（特例保育）

令和4年度予算額（当初） 1兆4,918億円の内数 → 令和5年度予算額 1兆5,948億円の内数  
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

### 事業概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

### 実施主体

市町村

### 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

### 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

### か所数

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所

No.	8		R5 当初予算 R4 補正予算	17,241 百万円 1,099 百万円
事業名	子ども・子育て支援施設整備交付金		府省庁名	子ども家庭庁
概要	市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	国：1/3、 都道府県、市町村：各1/3 等	
対象事業	<p>(1) 放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。</p>			
支援内容	<p>(1) 放課後児童クラブ整備費</p> <p>① 市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して 補助を行う場合</p> <p>① 国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ② 国：2/9 都道府県、市町村：各2/9 社会福祉法人等：1/3</p> <p>放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施</p> <p>① 国：2/3 都道府県、市町村：各1/6 ② 国：1/2 都道府県、市町村：各1/8 社会福祉法人等：1/4</p> <p>(2) 病児保育施設整備費</p> <p>① 国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ② 国：3/10 都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10</p>			
離島での実績	<p>令和2年度：放課後児童クラブ 2か所 令和3年度：なし 令和4年度：なし</p>			
備考	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出する。			
担当部署	こども家庭庁 成育局 参事官（事業調整担当）			
連絡先	03-6863-0286			

## 1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

## 2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

### (1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

### (2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

### 《令和5年度における主な充実の内容》

放課後児童クラブについて、引き続き待機児童の解消を目指していくため、国庫補助率の嵩上げ(公立の場合:国1/3→2/3)を継続する。

## 3. 実施主体等

### 【実施主体】

市町村

### 【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

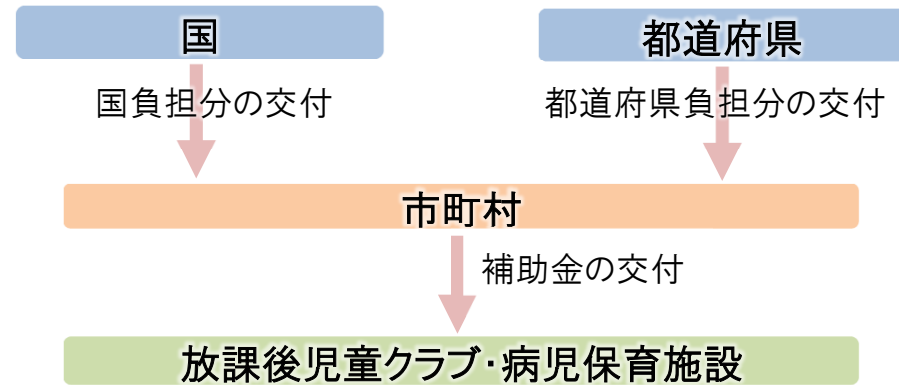
### 【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
<b>放課後児童クラブ整備費</b>				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
<b>病児保育施設整備費</b>				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

### 【令和5年度補助基準額(創設の場合)】

- 放課後児童クラブ整備費
  - 単独設置の場合…………… 31,298千円
  - 放課後子供教室と一体的に実施等した場合… 62,596千円
- 病児保育施設整備費…………… 42,509千円



No.	9		R5 予算額	—
事業名	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		府省庁名	こども家庭庁
概要	離島に住む妊婦の妊婦健康診査の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	離島地域のうち分娩医療機関のない地域における妊婦について、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部			
支援内容	妊婦健康診査及び分娩の際にかかる交通費や宿泊費の一部を特別交付税により措置する。			
離島での実績	—			
備考	特別交付税により措置			
担当部署	—			
連絡先	—			
参照 HP				

## 離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

### 概要

- 離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。
- 平成25年度より、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の一部を改正し、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う、分娩医療機関のない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎とすることとした。なお、特別交付税の額は総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とされた。
- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。（平成26年4月1日施行）

### 特別交付税とは

- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。
- 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合等に算定交付される。 ※普通交付税不交付団体にも交付される。
- 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）
- 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

No.	10		R5 当初予算案	671 百万円
事業名	母子保健対策強化事業		府省庁名	こども家庭庁
概要	市町村が行う両親学級のオンライン実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2	
対象事業	<p>乳幼児の健全な発達のため、乳幼児検診等の地域における母子保健対策の強化を支援。</p> <p>(1) 両親学級等のオンライン実施</p> <p>(2) SNS を活用したオンライン相談</p> <p>(3) 母子保健に関する記録の電子化</p> <p>(4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備</p> <p>(5) その他母子保健対策強化に資する取り組み（※）</p> <p>※ 例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、島外の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。</p>			
支援内容	<p>実施主体：市町村</p> <p>補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2</p> <p>補助単価案：1 市町村あたり年額 6,043,000 円</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	—			
連絡先	—			
参照 HP				

## 母子保健対策強化事業【拡充】

令和5年度当初予算（案）：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円(5.3億円)  
【令和4年度創設】

### 目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

### 内容

#### 市町村事業

##### ①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

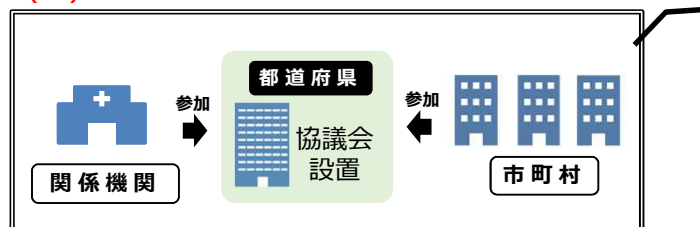
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 両親学級等のオンライン実施          | (2) SNSを活用したオンライン相談        |
| (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等） | (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 |
| (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み    |                            |

#### 都道府県事業

##### ②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業【拡充】

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。  
(2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、**成育医療等に関する協議会の設置**するとともに、検討会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

#### 【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関すること
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること

### 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円  
②(1)2,373千円 (2)10,000千円【拡充】



No.	11		R5 当初予算 R4 補正予算	295 億円 444 億円
事業名	就学前教育・保育施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概要	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	(私立) 1 / 2 相当 (新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は 2 / 3) (公立) 1 / 3 相当	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所整備事業</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園整備事業</li> <li>・ 認定こども園整備事業 (保育所型、幼稚園型)</li> <li>・ 公立認定こども園整備事業</li> <li>・ 小規模保育整備事業</li> <li>・ 防音壁整備事業</li> <li>・ 防犯対策強化整備事業</li> </ul>			
支援内容	<p>【対象施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所等</p> <p>【補助割合】</p> <p>(私立) 国：1 / 2、市区町村：1 / 4、設置主体：1 / 4 (新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合) 国：2 / 3、市区町村 1 / 1 2、設置主体：1 / 4</p> <p>(公立) 原則国：1 / 3、設置者 (市区町村) 2 / 3</p> <p>※補助率は個別のメニュー等により異なる。</p>			
離島での実績	-			
備考	離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に 0.08 を乗ずる等の加算を行う。			
担当部署	こども家庭庁成育局保育政策課予算係			
連絡先	03-6858-0043			
参照 HP	-			

令和5年度当初予算額 295億円

## 1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

## 2. 施策の内容

### 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

※保育所や認定こども園向け補助金の一元化

## 3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村  
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等  
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

### 【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4  
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

No.	12		R5 当初予算 R4 補正予算	6,652 百万 -
事業名	次世代育成支援対策施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概要	児童福祉等の基盤整備を推進するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付するもの。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	児童福祉施設等及び障害児施設等の整備事業			
支援内容	<p>【対象施設】 児童福祉施設、障害児施設等</p> <p>【補助割合】 原則 1 / 2 相当（児童厚生施設は 1 / 3 相当）</p> <p>※補助率は個別のメニュー等により異なる。</p>			
離島での実績	—			
備考	離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に 0.08 を乗ずる加算を行う。			
担当部署	こども家庭庁 成育局 参事官（事業調整担当）			
連絡先	03-6863-0286			

# 次世代育成支援対策施設整備交付金

令和5年度予算 67億円 + 令和4年度補正予算 17億円

※令和5年度予算はこども家庭庁予算。令和4年度補正予算は厚生労働省予算。

## 1. 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	整備内容	対象施設（令和5年度）
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産施設</li> <li>・ 乳児院</li> <li>・ 母子生活支援施設</li> <li>・ 児童養護施設</li> <li>・ 児童心理治療施設</li> <li>・ 児童自立支援</li> <li>・ 児童家庭支援センター</li> <li>・ 児童厚生施設（児童館）</li> <li>・ 児童相談所一時保護施設</li> <li>・ 職員養成施設</li> <li>・ 自立援助ホーム</li> <li>・ ファミリーホーム</li> <li>・ 一時預かり事業所</li> </ul>
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域子育て支援拠点事業所</li> <li>・ 利用者支援事業所</li> <li>・ 子育て支援のための拠点施設</li> <li>・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点</li> <li>・ 産後ケア事業を行う施設</li> <li>・ <u>障害児入所施設</u></li> <li>・ <u>児童発達支援センター</u></li> <li>・ <u>児童発達支援事業所</u></li> <li>・ <u>放課後等デイサービス事業所</u></li> <li>・ <u>居宅訪問型児童発達支援事業所</u></li> <li>・ <u>保育所等訪問支援事業所</u></li> <li>・ <u>障害児相談支援事業所</u></li> </ul> <p>※下線の施設等については、令和5年度より対象に追加。 なお、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設については、社会福祉施設等施設整備費補助金へ移管。</p>

## 2. 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等

## 3. 国庫補助率

定額（原則1/2相当、児童館は1/3相当）

※特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗ずる加算を行う。

No.	13	R5 当初予算 R4 補正予算	457 億円の内数 42 億円の内数												
事業名	保育士修学資金等貸付事業	府省庁名	こども家庭庁												
概要	<p>保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。</p>														
支援対象	都道府県・指定都市	補助率	国：9/10 都道府県、指定都市：1/10												
対象事業	<p>・保育士修学資金貸付 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</p> <p>○貸付額（上限）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>学費</td> <td>5万円（月額）</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>入学準備金</td> <td>20万円（初回に限る）</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>就職準備金</td> <td>20万円（最終回に限る）</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>生活費加算</td> <td>4～5万円程度（月額）</td> </tr> </table> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間</p>			ア	学費	5万円（月額）	イ	入学準備金	20万円（初回に限る）	ウ	就職準備金	20万円（最終回に限る）	エ	生活費加算	4～5万円程度（月額）
ア	学費	5万円（月額）													
イ	入学準備金	20万円（初回に限る）													
ウ	就職準備金	20万円（最終回に限る）													
エ	生活費加算	4～5万円程度（月額）													
支援内容	返還免除の特例の条件となる実務従事期間を5年から3年に短縮する。														
離島での実績	（令和5年度新規拡充）														
備考															
担当部署	こども家庭庁 成育基盤企画課 保育士対策係														
連絡先	03-6861-0058														

# 保 育 士 修 学 資 金 貸 付 等 事 業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算額 457億円の内数 (453億円) ※ ()内は前年度当初予算額

+ 令和4年度第2次補正予算 42億円

## 1. 施策の目的

○ 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

## 2. 施策の内容

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</li> <li>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</li> <li>⇒現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域に適用拡大【拡充】</li> </ul>	<p>○貸付額（上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学 費 5万円（月額）</li> <li>イ 入学準備金 20万円（初回に限る）</li> <li>ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）</li> <li>エ 生活費加算 4～5万円程度（月額）</li> </ul> <p><small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small></p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</li> <li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</li> <li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</li> <li>○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</li> </ul>
<p>3. 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<p>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li> <li>○ 2年間の勤務により返還を免除</li> </ul>	<p>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間</p>

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10